

「県立高等学校編成整備の基本方向（案）」に対するご意見及びご意見に対する考え方

No.	該当箇所(○頁・○行目)	ご意見	理由	ご意見に対する考え方
1	P.1 8行目 I 計画策定の基本的考え方 1 編成整備計画の性格	「関係法令」を「子どもの権利条約・日本国憲法と関係法令」と改めて欲しい。日本国憲法第98条第2項と第99条の規定にも関わらず、子どもの権利条約と日本国憲法に違反する高校教育が行われている。例えば、子どもの権利条約第42条を実施していない。ブラック校則など子どもの権利条約第9条～第16条への違反が日常化している。		本計画の策定における関係法令は、教育基本法や学校教育法などであり、原文のとおりといたします。
2	P.1 15行目 I 計画策定の基本的考え方 1 編成整備計画の性格	「生徒の教育的ニーズ」を「入学希望者・生徒・保護者・県民の教育的ニーズ」と改めて欲しい。入学者選抜において各県立高校が恣意的な定員内の不合格を出すため、「生徒」になることを許されない若い県民がたくさんいる。また県立高校教員の、県立高校教員による、県立高校教員のための高校教育になっており、保護者・県民のニーズに応えるものになっていない。		ご意見を踏まえ、「生徒の教育ニーズ等」に修正いたします。
3	P.1 27行目 I 計画策定の基本的考え方 3 編成整備計画の進行管理	「とともに、国の文教政策」を「とともに、入学希望者・生徒・保護者・県民の実態と教育的ニーズの変化」と改めて欲しい。国・県による上からの教育施策が優先され、「入学希望者・生徒・保護者・県民の実態と教育的ニーズ」が軽視されている。県立高校は子どもの貧困化、アルバイトが必要な生徒の増加、スマホネイティブの世代、非行少年の激減などの実態の変化、さまざまな教育的ニーズに応えていない。子どもの貧困対策が県の重要施策であるにもかかわらず、有料の早朝講座・夏期講座・模擬試験などを全員必修で課している県立高校がある。20年以上前		この部分は、計画の進行管理に関する記載であり、原文のとおりといたします。

No.	該当箇所(○頁・○行目)	ご意見	理由	ご意見に対する考え方
		のPTAの要望を根拠に、一部のPTA役員との確認だけで、有料の早朝講座を新入生にも貧困家庭の生徒にも課するのは時代錯誤である。		
4	P.2 5～9行目 II 県立高等学校編成整備の現状と課題 1 社会の変化と生徒の多様化	「グローバル化や……考えられます。」を削除して欲しい。	「言われています」「考えられています」という無責任な記述になっている。誰が言っているのか、誰が考えているのを明確にした記述にすべきである。その際には『コロナ後の教育へーオックスフォードからの提唱』(荻谷剛彦・中公新書ラクレ)の2章「「変化の激しい、不透明な時代」という前提を問い直す」の論考批判に耐え得るものにすべきである。	国の計画等を参考に今後の社会変化等に関して記載しており、原文のとおりといたします。
5	P.2 11行目 P.10 33行目 II 県立高等学校編成整備の現状と課題 1 社会の変化と生徒の多様化 III 編成整備計画・学校づくりの在り方 1 進学率の設定	「高等学校等進学率は、97.3%」について、「県立高校の恣意的な定員内の不合格によって、県の教育振興基本計画の目標値98.5%が達成できていない」と追記して欲しい。恣意的な定員内の不合格判定をしている県立高校を諫めるために以下の具体的な実態・数字を加筆して欲しい。 「2020年入学の一般入試の見かけの倍率は0.91倍だが、実際の倍率は1.10倍である。11,442名の受験者のうち合格者1,074名が不合格になっている。そのうち、二次募集の出願者は791名である。つまり283名は二次募集に出願していない。この中には私立高校などを受験し、進学した者も含まれるであろう。しかし、一般入試までで高校進学を断念した人たちが多くいることは間違いない。少なくとも一般入試不合格で二次募集に出願しなかった283名+二次募集不合格者52名+通信制の不合格者17名=352名が県立高校から排除されている。	県民・国民の税金で施設費・人件費などまかなわれている県立高校を、入学検査料を支払って受験としている沖縄県民を、定員が空いているにもかかわらず不合格にすることは、子どもの権利条約第28～29条・日本国憲法第14条・第15条第2項・第26条第1項・第99条、教育基本法第4条第1項・第6条、学校教育法第50条、高等学校等就学支援金の支給に関する法律に違反している。 ちなみに県立高校教諭の選考試験、その教頭・校長への昇任試験には受験料(検査料)が必要ない。 日本国憲法第15条第1・2項に基づけば、定員が空いているにもかかわらず、検査料を支払い、入学者選抜を受検している県民を恣意的に不合格としている県立高校校長は、県民への高校教育を放棄し、一部への奉仕者に堕しているから、罷免されなければならない。 今から20年も前の「99年の中教審答申で、高校は『事実上すべての国	県立高等学校の入学者選抜は、適正に行われており、原文のとおりといたします。

No.	該当箇所(○頁・○行目)	ご意見	理由	ご意見に対する考え方
		<p>各校の一般入試での定員内の不合格者数を以下にまとめる。(例えば、定員を5名だけオーバーしているのに、10名を不合格にしている場合が多い。このような場合、10名が定員内に入っている可能性があったのに、定員を空けてまで不合格にされたのである。この10名も定員内の不合格として以下ではカウントしている。)</p> <p>辺士名3名、北山5名、名護7名、宜野座1名、石川4名、嘉手納3名、美里17名、コザ1名、北谷1名、宜野湾9名、西原7名、陽明1名、泊5名、首里東2名、真和志4名、那覇西15名、豊見城南6名、開邦3名、南風原7名、向陽1名、宮古3名、北部農林13名、中部農林24名、南部農林25名、宮古総合実業5名、八重山農林8名、名護商工6名、美里工業25名、美来工科19名、浦添工業5名、那覇工業19名、沖縄工業17名、南部工業4名、宮古工業1名、八重山商工1名、具志川商業5名、中部商業15名、浦添商業5名、那覇商業18名、南部商業3名である。</p> <p>以上全日制・定時制で323名である。</p> <p>また通信制で泊16名・宜野湾1名の17名である。合計で340名である。</p> <p>さらに各校の二次募集での定員内の不合格は、本部1名、石川4名、嘉手納6名、美里8名、コザ1名、北谷1名、陽明2名、首里1名、首里東1名、豊見城南4名、中部農林1名、南部農林1名、八重山農林3名、美来工科3名、浦添工業2名、那覇工業2名、南部工業3名、具志川商業1名(定員オーバーでもう1名不合格)、浦添商業2名、南部商業1名である。</p>	<p>民が学べる教育機関』であって、学ぶ意欲があれば入学を認めるべきだという方針を打ち出した。これで事実上、適格者主義を否定したことになりました。」(『これからの日本、これからの教育』前川喜平/寺脇研・ちくま新書より)</p> <p>以下の県議会での元教育長の答弁は、県立高校が恣意的な合格者判定によって高校進学率を低下させていることを隠蔽した虚偽内容だから。2016年第1回沖縄県議会(定例会)第3号2月24日議事録より。</p> <p>新田県議(当時)「高校進学率を全国並みに引き上げる施策・取り組みについて伺います。私は、進学を希望する子供は全て受け入れるべきではないかと考えております。」</p> <p>諸見里明教育長(当時)</p> <p>「次に、高校進学率を引き上げる取り組みについてお答えいたします。2014年度の本県における高校進学率は96.4%となっており、全国平均に比べて2.1ポイント低い状況ですが、近年は改善傾向にあります。高校への進学については、変化の激しい社会において幅広い知識や柔軟な思考力を持ち、社会で活躍できる人材を育成するためにも、児童生徒にとって必要だと考えております。</p> <p>県教育委員会としましては、児童生徒が将来の夢や目標を持ち、主体的に自己の進路について考え、選択する力を育成するため、小中学校における早い段階からの進路指導等に取り組み、高校進学率を全国平均に高めたいと考えております。」</p>	

No.	該当箇所(○頁・○行目)	ご意見	理由	ご意見に対する考え方
6	<p>P. 2 P. 10 P. 14</p> <p>Ⅱ 県立高等学校編成整備の現状と課題 1 社会の変化と生徒の多様化 Ⅲ 編成整備計画・学校づくりの在り方 Ⅳ 時代の変化に対応した魅力ある学校づくり</p>	<p>「2031年度までにすべての県立高校をコミュニティ・スクールとする。」ことを明記して欲しい。</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、2017年4月から学校運営協議会の設置(＝コミュニティ・スクールへの移行)が教育委員会に努力義務として課せられている。現行の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第1項「教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。(以下省略)」である。</p> <p>「沖縄21世紀ビジョン基本計画【改定計画】(沖縄振興計画 平成24年度～平成33年度)」(平成29年5月 沖縄県)においても「5 多様な能力を發揮し、未来を拓く島を目指して」「? 自ら学ぶ意欲を育む教育の充実」「【施策展開】ウ 時代に対応する魅力ある学校づくりの推進」で「公立学校における小中及び中高一貫教育の充実を図るほか、地域の学校運営参画の推進、自然科学・情報教育中心校における専門性の高い教育実践、学科等の充実など、多様で特色ある学校づくりに取り組みます。」としている。</p> <p>この「地域の学校運営参画の推進」は、学校運営協議会の設置(＝コミュニティ・スクールへの移行)を意味しているはずである。</p> <p>法や県の21世紀ビジョン基本計画に基づいた県立高校行政として欲しい。県外には668校の公立高校がコミュニティ・スクールとなっている(2020年7月1日)。2031年度までにすべ</p>	<p>県立高校教員の、県立高校教員による、県立高校教員のための高校教育を止めなければならない。</p> <p>義務教育課と県立学校教育課の縦割り行政を打破して欲しい。</p> <p>「沖縄県いじめ防止基本方針」(平成26年9月30日沖縄県 最終改定平成30年6月14日)、「[令和2年度版] 推進期間：令和2年度～令和6年度 沖縄県学力向上推進5か年プラン・プロジェクトⅡ ～学びの質を高める授業改善・学校改善～」(令和2年3月 沖縄県教育委員会)、「沖縄県キャリア教育の基本方針」(令和2年2月 沖縄県教育委員会)で、学校運営協議会(コミュニティ・スクール)について書かれている。</p>	<p>高等学校については、小中学校に比べ通学範囲が広いことなどから、コミュニティ・スクールを導入していない状況があり、今後、学校の要望を踏まえて研究校を指定するなど、効果的な運用や課題を整理してまいります。</p>

No.	該当箇所(○頁・○行目)	ご意見	理由	ご意見に対する考え方
		<p>ての県立高校をコミュニティ・スクールとする最終目標だけでなく、いつまでに何校をコミュニティ・スクールとするか中間目標も設定して欲しい。</p> <p>また学校運営協議会には、さまざま階層の保護者・地域住民・県民を参加させるように、関係規程を整備して欲しい。</p>		
7	P.2 14行目 II 県立高等学校編成整備の現状と課題 1 社会の変化と生徒の多様化	<p>「多様な学習スタイルや学び直しの機会を必要とする生徒」という記述はすばらしい。よく実態を捉えている。補足として、「県立高校が入学希望者の実態や教育的ニーズをつかみきれていないため、N高等学校などの通信制高校の入学者が激増していること」「全国でも全日制・定時制の通学型の高校進学率は下がっており、通信制の高校進学率が上がっていること」を追記して欲しい。</p>	<p>県立高校教員の、県立高校教員による、県立高校教員のための高校教育が、高校進学希望者・保護者・県民の実態や教育的ニーズと不適合になっている。</p>	<p>ご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
8	P.2 24行目 II 県立高等学校編成整備の現状と課題 1 社会の変化と生徒の多様化	<p>「発展」が、何の発展かがわかる記述として欲しい。</p>	<p>文意不明のため。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「沖縄の発展」に修正いたします。</p>
9	P.2 24行目 P.13 41行目 P.14 23行目 P.15 1行目 P.15 7行目 P.15 37行目 P.18 41行目 P.21 20行目 P.21 28行目 P.21 44行目 P.22 5行目 P.22 26行目 P.23 10行目	<p>「人材の育成」「人材育成」という表現を削除して欲しい。保護者として、自分の子どもを教育者に「人材」と見て欲しくない。「豊かな表現力とねばり強さをもつ」人格に育てて欲しい。「平和で安らぎと活力ある社会の形成者」「郷土文化の継承・発展に寄与し、国際社会・情報社会等で活躍する心身ともに健全な県民」として育成して欲しい。</p>	<p>10ページの沖縄県の「教育の目標」にある表現だが、教育は「人格の完成を目指し」ている（教育基本法第1条）。教育基本法・学校教育法に「人材」という表現はない。高等学校学習指導要領（平成30年告示）で「人材」という表現は9例あるが、そのほとんどは外部人材・地域人材である。生徒たちを「人材」と呼ぶのは、企業経営者だ。</p> <p>人間は部品ではないし、単なる個ではない。人間の本質の一つは共同性にある。学校は同学年の共同性・</p>	<p>国の教育振興基本計画や沖縄21世紀ビジョンに基づき記載しており、原文のとおりといたします。</p>

No.	該当箇所(○頁・○行目)	ご意見	理由	ご意見に対する考え方
	P.23 22行目 II 県立高等学校編成整備の現状と課題 1 社会の変化と生徒の多様化		<p>世代の共同性を育むべきである。共同性を破壊し、分断を進めるのは止めるべきである。『地元を生きるー沖縄的共同性の社会学』(ナカニシヤ出版)参照。</p> <p>沖縄県の「教育の目標」や沖縄県教育振興基本計画など各種の県文書・県教委文書から、それぞれの改訂の際に「人材」という表現を一掃すべきである。</p> <p>沖縄の公教育が息苦しいのは、「人材」という表現を考えもせず多用するからである。資源のなさ、第二次産業の脆弱さを、「人材」で埋め合わせることはできない。県民の共同性を回復することで、埋め合わせるべきである。</p>	
10	P.2 II 県立高等学校編成整備の現状と課題 1 社会の変化と生徒の多様化	<p>「沖縄県における子どもの貧困の現状」についての記述を追加して欲しい。県立高校にどのような貧困対策が必要なのかを、沖縄県教育振興基本計画の「保護者の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子どもが質の高い教育を受け、能力・可能性を伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるようにすることが、一人一人の豊かな人生の実現に加え、潤いと活力をもたらす沖縄らしい優しい社会の実現にもつながるものがある。」「子どもの貧困対策を推進するに当たっては、支援を必要とする子どもとその家庭の実情の理解に努め、全ての子どもが最低限享受すべき生活や教育の機会を権利として保障する観点から、子どものライフステージに即して切れ目なく、また、個々の子どもが抱える問題状況に対応した総合的な施策を実施する。教育の支援においては、学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位</p>	<p>沖縄県教育振興基本計画の左記引用にもかかわらず、定員内の不合格によって、多くの貧困家庭の子どもたちを県立高校から排除していることは、「貧困対策のプラットフォーム」にすら受け入れず、「学校教育による学力の保障、学校を窓口とした福祉関連機関との連携及び経済的支援を通し」た「総合的」な「対策」に反するものである。また「子どものライフステージに即し」た「個々の子どもが抱える問題状況に対応した総合的な施策」が求められているのに、「令和2年度版 学校教育における指導の努力点」では「25 子供の貧困対策の推進」は「小・中・高等・特別支援学校」で1ページのみ具体性に欠ける記述となっており、ライフステージに即した記述になっていない。</p> <p>子どもの貧困対策を各高校に任せていてはいけない。県立高校の教職員の多くは、子どもの貧困について</p>	<p>子どもの貧困対策等につきましては、県の教育振興基本計画等において検討してまいります。</p>

No.	該当箇所(○頁・○行目)	ご意見	理由	ご意見に対する考え方
		<p>置付け、学校教育による学力の保障、学校を窓口とした福祉関連機関との連携及び経済的支援を通して、総合的に対策を推進する。」を踏まえて記述して欲しい。</p> <p>「子どものライフステージに即して、「県立高校において、早朝のバスがないなど通学手段がないことで生徒の進学先を狭めている全員必須の早朝講座は禁止する」「県立高校において、全員必須の有料の模擬試験は禁止する」「県立高校において、有料の副教材の全員必須の強制購入は禁止する」「原則アルバイト禁止の方針を改め、アルバイト届出の提出を呼びかける」「アルバイトが必要な生徒のための労働教育を行う」「生徒のブラックバイト対策として労働基準監督署など関係機関と協力する」などの具体策が必要である。</p>	<p>の基本的認識が欠如している。そのために貧困家庭の子どもたちの進学先が狭まっている。</p>	
11	<p>P.2</p> <p>Ⅱ 県立高等学校編成整備の現状と課題</p> <p>1 社会の変化と生徒の多様化</p>	<p>高等学校等就学支援金の支給に関する法律によって、高校進学希望者の授業料無償化（一部の高額所得者除く）が国民的コンセンサスとなっていることを明記して欲しい。</p>	<p>高等学校の授業料無償化以降も、沖縄県の県立高校とその行政には変化が見られず、定員内の不合格など教育の機会均等に反するものとなっているから。</p>	<p>ご意見につきましては、県立高等学校編成整備計画基本方向との関連が薄いため、原文のとおりといたします。</p>
12	<p>P.2</p> <p>Ⅱ 県立高等学校編成整備の現状と課題</p> <p>1 社会の変化と生徒の多様化</p>	<p>「県立高校の教職員の実態」についての記述を追加して欲しい。「日本国憲法の全文を読んだことがないにもかかわらず、憲法尊重・擁護義務の服務宣誓をしている教職員がほとんどである」「新聞も読まない、本も読まない教職員が多い」「県立学校教育課の班長レベルでも、全国紙・県外紙を読んでいない」「スマホ依存症の教職員がおり、勤務時間中の私用のスマホ・パソコン使用など地方公務員法第35条違反が日常化している」「保護者の知らないところで、私用のスマホを使って生徒とS</p>	<p>2頁・23～24行目に「時代の変化へ柔軟に対応し、先見性に富み、発展を支える人材の育成」とあるが、「時代の変化へ柔軟に対応」できず、「先見性に」欠ける教職員が多い。教職員のわいせつ事件が全国でも高い割合で起きているのに、「私用のスマホを使ってSNS・メールなどで連絡する」ことが禁じられていない。教職員が、保護者が知ることができない内容を生徒に秘密裏に連絡する（私信を送る）こと自体が、教育基本法第10条への侵犯である。学校人事課は、教職員が児童・生徒</p>	<p>ご意見につきましては、県立高等学校編成整備計画基本方向との関連が薄いため、原文のとおりといたします。</p>

No.	該当箇所(○頁・○行目)	ご意見	理由	ご意見に対する考え方
		NS・メールなどで連絡する教職員が多い」「難関国立大学に合格できない教師が、難関国立大学対策の教科指導を有料で行っている」「私立通信制の学費や教育実態を知らないにもかかわらず、通信制があると言って、安易な退学勧告を行う教職員が多い」など。	・保護者と私物のスマホ・携帯電話で連絡することを禁止すべきである。	
13	P.4 2～3行目 II 県立高等学校編成整備の現状と課題 2 県立高等学校の現状と課題	「平成31年度入試では(入学定員)15、530人、入学者数は13、716人と減少しています」について、1814人も定員が空いている理由をしっかりと説明して欲しい。推薦・連携入学者と併設型進学者で2524名、一般入試志願者が11442名、計13966名。差の250名は県立高校入学者希望者なのに、入学していない。どうしてなのか。県立高校の入学を拒否された彼ら彼女らは、どこで何をしているのか。この実態を分析して記述して欲しい。県教委の会議で過去2回このことへの発言があった。 また250名は、中学校卒業生16131名の1.55%である。この250名を入学させていけば、高校進学率は98.85%だったのであり、沖縄県教育振興基本計画の目標値を達成し、全国平均と同じになっていたことを明記して欲しい。		この章においては、県立高等学校の現状と課題を記載しており、原文のとおりといたします。
14	P.4 II 県立高等学校編成整備の現状と課題 2 県立高等学校の現状と課題	東京都の都立高校入試では、定員が空いていれば三次募集まで実施して、都立高校入学希望者を受け入れ、都民・国民の税金を無駄遣いしないように尽力している。沖縄県では、一般入試でも二次募集でも定員が空いていても不合格にし、県立高校入学希望者を排除し、県民・国民の税金を無駄遣いしている。 沖縄県立高校58校のうち定員割れ	以下の舩後参議院議員の参議院文教科学委員会提出資料参照。 <a href="https://yasuhiko-funago.jp/wp-content/uploads/2020/12/20201117_siry05.Pdf">https://yasuhiko-funago.jp/wp-content/uploads/2020/12/20201117_siry05.Pdf</a> <a href="https://yasuhiko-funago.jp/wp-content/uploads/2020/12/201222siry04.Pdf">https://yasuhiko-funago.jp/wp-content/uploads/2020/12/201222siry04.Pdf</a> 学ぶ機会の保障として、例えば久米島高校などの離島へき地の高校が	この章においては、県立高等学校の現状と課題を記載しており、原文のとおりといたします。



No.	該当箇所(○頁・○行目)	ご意見	理由	ご意見に対する考え方
		<p>は41校(70.6%)で47都道府県のワースト7位。          神奈川県は、県立高校入試では、高校での学びを幅広く提供することは、公立高校の使命の一つであり、定員内不合格を出さないという方針の下、2004年以降は定員オーバーの全日制高校でも障害のある受験生の合格者を出している。          以上の実態について記述して欲しい。</p>	<p>定員割れしていることに問題はない。</p>	
15	<p>P.4 27行目          P.4 31行目          II 県立高等学校編成整備の現状と課題          2 県立高等学校の現状と課題</p>	<p>いずれも「定員充足率」の低さの原因の一つが、県立高校による恣意的な定員内の不合格であることを明記して欲しい。</p>		<p>この章においては、県立高等学校の現状と課題を記載しており、原文のとおりといたします。</p>
16	<p>P.4 33～36行目          P.4 26～29行目          II 県立高等学校編成整備の現状と課題          2 県立高等学校の現状と課題</p>	<p>「近年は、全日制課程から転・編入学する生徒や、過去に高校教育を受けることができなかった生徒など、多様な入学動機や学習歴を持つ生徒が増加しています。これらの多様な生活パターンや学習ニーズをもった生徒が学ぶことができるようにするため、柔軟に対応できる学校づくりが求められます。」まったくその通りだと思います。ただし「過去に高校教育を受けることができなかった生徒など、多様な入学動機や学習歴を持つ生徒が増加しています。これらの多様な生活パターンや学習ニーズをもった生徒が学ぶことができるようにするため、柔軟に対応できる学校づくりが求められ」ているのは、全日制・通信制も同じだと考える。そのように4頁・26～29行目と新たな通信制の項目に追加記述して欲しい。</p>	<p>県立高校の教職員全員の共通認識にすべきだから。</p>	<p>ご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>

No.	該当箇所(○頁・○行目)	ご意見	理由	ご意見に対する考え方
17	P.4 II 県立高等学校編成整備の現状と課題 2 県立高等学校の現状と課題	通信制についての教育的ニーズが明らかに高まっている。通信制について、表1に追記して欲しい。また37行目に「○ 通信制については、…」と追記して欲しい。広域制とはいえ、沖縄県に設置されているN高等学校などの私立高校が、15000人以上の生徒を集めている実態について追記して欲しい。	学ぶ機会の保障として、県立高校をできる限り統廃合せずに存続させるべきである。県立高校は、魅力ある学校づくりにおいて私立通信制高校と正しく競争すべきである。	ご意見は、今後の参考とさせていただきます。
18	P.5 II 県立高等学校編成整備の現状と課題 2 県立高等学校の現状と課題	表2について「進路未決定」の人数と割合を追加して欲しい。また「大学等」を4年制大学・短大・その他(防衛大学校など)の3つに分けて人数と割合を示して欲しい。	実態が見えないから。	表2につきましては、進路状況の概要を示すためのものであることから、原文のとおりといたします。 なお、4年制大学等については、学校基本調査報告書に掲載されております。
19	P.6 2～4行目 II 県立高等学校編成整備の現状と課題 2 県立高等学校の現状と課題	「キャリア教育の充実」の前に、「子どもの貧困対策の充実」を追記して欲しい。	沖縄県は、短大・専修学校等の進学率が高く、家庭の貧困問題が影響していると考えられるから。	子どもの貧困の対策等につきましては、県の教育振興基本計画等において検討してまいります。
20	P.6 II 県立高等学校編成整備の現状と課題 2 県立高等学校の現状と課題	図6について4年制大学の進学率(全国・沖縄)を追記して欲しい。別の図で示すのでもよい。	沖縄県の大学進学率(特に4年制大学の進学率)が低いのは、家庭の貧困が最大の原因だから。	図6につきましては、大学等進学者の状況を示すためのものであることから、原文のとおりといたします。
21	P.6 24行目 II 県立高等学校編成整備の現状と課題 2 県立高等学校の現状と課題	「中途退学の主な要因」の前に、「学校が判断した」を挿入して欲しい。 また、中途退学の実態調査を行い、「校則違反などで、生徒保護者に自主退学を促した結果による中途退学者数とその割合」を示して欲しい。	学校が正しく要因を把握できているとは思えないから。教職員が、生徒と信頼関係を築き、コミュニケーションが取れていれば、中途退学者の人数はもっと減っているはずだから。 憲法を守らない教職員に、ブラック校則を守らないことを理由に自主退学を促す権限はない。生徒保護者への自主退学の勧告を止めれば、高校中退率の大幅な改善につながる。	中途退学の対応につきましては、各学校において適正に行われており、原文のとおりといたします。

No.	該当箇所(○頁・○行目)	ご意見	理由	ご意見に対する考え方
22	P.6 29行目 II 県立高等学校編成整備の現状と課題 2 県立高等学校の現状と課題	「その主な要因」を「学校が判断した不登校の主な要因」と改めて欲しい。	学校が正しく要因を把握できているとは思えないから。教職員が、生徒と信頼関係を築き、コミュニケーションが取れていれば、不登校の生徒の人数はもっと減っているはずだから。	不登校の主な要因については、文部科学省調査によるものであり、原文のとおりといたします。
23	P.6 33行目 II 県立高等学校編成整備の現状と課題 2 県立高等学校の現状と課題	「休学の主な要因」の前に、「学校が判断した」を挿入して欲しい。	学校が正しく要因を把握できているとは思えないから。教職員が、生徒と信頼関係を築き、コミュニケーションが取れていれば、休学者の人数はもっと減っているはずだから。	休学については、各学校において適正に行われており、原文のとおりといたします。
24	P.6 37行目 II 県立高等学校編成整備の現状と課題 2 県立高等学校の現状と課題	「生徒一人一人が……」の前に、「県立高校とその教職員で、高校生の実態と教育的ニーズに適應できていません。」の一文を挿入して欲しい。	これらの原因を生徒に求めている限り、状況は改善せず、最終学歴を中卒とする高校教育によって、「家庭の貧困」＝「子どもの貧困」の再生産を行いつづけることになる。「アルバイト原則禁止」など、生徒と家庭の実態と乖離した生徒指導方針が継続されていることが問題である。	学校においては、生徒の社会的自立に向けた指導・支援を行っており、原文のとおりといたします。
25	P.6、P.7 II 県立高等学校編成整備の現状と課題 2 県立高等学校の現状と課題	留年者（原級留置者）についての記述を追加して欲しい。 県立高等学校留年者（原級留置者）数・率を図として追加して欲しい。	「不登校への初期対応、未然防止－高等学校の取組－」は意欲的な文書だったが、その取組が実施・継続されているとは思えない。基本的な数値すら県民に公表されていない。2013年度以降の県立高校の休学者数が、この「県立高等学校編成整備の基本方向（案）」で初めて公開された。2013年度以降の県立高校の留年者（原級留置者）数は公開されていない。	本計画における高校の実態等については、大学等進学者数、中途退学者数、不登校者数、休学者数の状況にて記載しており、原文のとおりといたします。
26	P.8 35～37 行目 II 県立高等学校編成整備の現状と課題 3 第5期県立高等学校編成整備計画の総括	フューチャースクールについて、10年で何も進められず、県民に学び直しの機会を保障できず、最終学歴を中卒のままとし、「家庭の貧困」＝「子どもの貧困」の再生産を継続したことを深刻に反省して欲しい。少なくとも、県立高等学校編成整備に		学び直しの機会提供については、今後、検討してまいります。

No.	該当箇所(○頁・○行目)	ご意見	理由	ご意見に対する考え方
		<p>関する懇話会委員と事務局スタッフの全員が『県立！再チャレンジ高校生徒が人生をやり直せる学校』（黒川祥子・講談社現代新書）を読まなければならない。そして何人かが視察に行くべきである。</p> <p>教育的愛情・教育的情熱と使命感をもって若者たちに寄り添う県立高校とその教職員であるべきである。</p>		
27	<p>P.8 43行目</p> <p>II 県立高等学校編成整備の現状と課題</p> <p>2 県立高等学校の現状と課題</p>	<p>「生徒、保護者のニーズ」を削除して欲しい。</p>	<p>生徒・保護者のニーズは調査されていないから。</p> <p>開邦高校・球陽高校で、PTAの要望を聞いたという報道はあったが、開邦高校・球陽高校のPTAは全県の生徒・保護者の代表ではない。貧困家庭にも、新規入学者にも全員に有料講座を義務化することを容認している一部の県立高校のPTA役員は、保護者や県民を代表するものではない。小学生の保護者への全県的な調査も行わずに、開邦中学校・球陽中学校を開校したことは、県立高校教員の、県立高校教員による、県立高校教員のための独断専行の教育行政である。1人でも多くの県民を高校卒業者とすることが優先されるべき教育政策である。そう考え、調査があれば、そのように答えた県民は、自分一人ではないはずだ。</p>	<p>記載の併設型県立中学校の志願状況は、高倍率となっている状況であり、原文のとおりといたします。</p>
28	<p>P.9 12～17行目</p> <p>3 第5期県立高等学校編成整備計画の総括</p>	<p>第5期県立高等学校編成整備計画の実施上の課題としては、学校の統合に関して地域の理解を得ることが困難であったこと等があげられます。高等学校においては、生徒の能力、適性、興味・関心、進路等が多様化していることから、それぞれの個性を最大限に伸ばし選択幅を拡大するためにも、一定規模が必要であると考えます。一方で、高等学校や</p>	<p>4万4千人超の人口があり、毎年約500人が中学を卒業し、近隣の高校へ通学しています。それだけの卒業生がありながら他市町村に存する高校しか選択するすべがありません。</p> <p>その現状は、通学時間及び交通費を過大に消費しないと教育を受けられないということであり、経済損失、人材流出であると認識されていま</p>	<p>県立高等学校における生徒募集については、市町村単位ではなく県全体や地区ごとに実施しており、生徒も広域的に進学先を希望できます。</p> <p>南城市近隣には向陽高等学校や知念高等学校、南部商業高等学校などが設置されております。</p> <p>新たに学校を設置するには、相当数の生徒の増加が見込まれる必要があるため、今後、状況を注視してい</p>

No.	該当箇所(○頁・○行目)	ご意見	理由	ご意見に対する考え方
		<p>高校生の存在が地域の活力を引き出している面もあり、人口減少地域において学校の存続は重要な問題であることから、学校の統廃合については、地域の実情等も考慮しながら、引き続き検討する必要があります。また、これまで市部でありながら高校が設置されてこなかった南城市については、相当数の中学卒業生がいる中で他地域の高校に進学する必要があり通学における地理的、経済的なデメリットがありました。本問題を、学校の統廃合の流れの下、新設する高校の一つとして検討する必要があります。</p>	<p>す。今後の沖縄県の教育としても南城市に高校が存在しないという課題は、統廃合問題と並ぶ課題として検討する必要があるのではないのでしょうか。</p>	<p>く必要があると考えております。</p>
29	<p>P.9 24～27行目 II 県立高等学校編成整備の現状と課題 2 県立高等学校の現状と課題</p>	<p>フューチャースクールについて、実施計画を立てるべきである。「今後も……様々な検討をする必要」という書きぶりは、2031年度まで何もしないとは読めない。県民に学び直しの機会を保障できず、最終学歴を中卒のままとし、「家庭の貧困」＝「子どもの貧困」の再生産を継続することを止めて欲しい。少なくとも、県立高等学校編成整備に関する懇話会委員と事務局スタッフの全員が『県立！再チャレンジ高校 生徒が人生をやり直せる学校』（黒川祥子・講談社現代新書）を読み、そして何人かが視察に行くべきである。</p>	<p>貧困対策ともなるフューチャースクールが投げだされ、富裕層のための開邦中学校と球陽中学校を開校したように、税の再配分で、家庭の教育格差をさらに拡大させる県立学校行政となっている。</p>	<p>学び直しの機会提供については、今後、検討してまいります。</p>
30	<p>P.9 II 県立高等学校編成整備の現状と課題 3 県立高等学校編成整備計画の総括</p>	<p>高校の生徒1名当たりの教職員数について、○○名から●●名が□□校というデータを追記して欲しい。富裕家庭が多く進学している高校の教職員数も多く、貧困家庭が多く進学している高校の教職員数が少なく、子どもの貧困対策と正反対になっている県立高校の行政を可視化して欲しい。不登校・休学・留年・高校中</p>	<p>高校中退対策の加配が行われていることは存じ上げています。</p>	<p>ここでは、第5期県立高等学校編成整備計画の総括について述べており、原文のとおりといたします。中途退学対策やキャリア教育の充実等の課題については、各学校の実情に応じた加配や関係機関等との連携により、引き続き課題解決に努めてまいります。</p>

No.	該当箇所(○頁・○行目)	ご意見	理由	ご意見に対する考え方
		退の多い高校に教職員を手厚く配置すべきである。		
31	P.12 40行目 III 編成整備計画・学校づくりの在り方 5 1学級当たりの募集定員の在り方	<p>1学級当たりの募集定員について、現行40名を20名にして欲しいです。</p> <p>21世紀ビジョン等に掲げられている沖縄の21世紀像を実現していくための1丁目1番地である子供たちの教育に関して、より実効性が高く、より深く広く柔軟に、一人ひとりの子どもたちの潜在能力を引き出し、それぞれの適性に合わせた進路選択を支援することはとても大事なことであることは言うまでもありません。</p> <p>20名学級の教育効果については実証されているわけではないが、40名学級が生徒一人ひとりに対して学級担任あるいは教科担任等、あるいは管理者の目が十分に行き届いていないことは昨今の社会的な状況(学校に求められている期待値)を踏まえると誰の目にも明らかなことではないでしょうか。目が届かない故に様々な理由で集団に交わることの出来ない生徒をサポートする教育相談(係)のニーズが高まり、校務分掌編成における位置付けは最優先される事項の一つになります。他の分掌を削ることもやむを得ないのです。「木を見て、森を見ず」。対処療法では根本的な解決には到りません。</p> <p>豆テストひとつ行うにも採点・添削・集計、それが40名×学級数となり物理的な負担が教師の肩、背中にのしかかり、その分だけ生徒に還元すべき時間の確保が厳しくなります。課題や宿題、授業に関する提出物等も同様です。放課後、休日の部活動もあります。しかしながら、それらをやめることはできません。何ひとつ欠かしてはいけないし、やりきる</p>		<p>公立の高等学校の1学級の生徒数については、「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」により、40人を標準とすることが定められております。</p> <p>今後、1学級当たりの募集定員については、国の教育政策や高等学校の状況等を踏まえ、総合的に検討してまいります。</p>

No.	該当箇所(○頁・○行目)	ご意見	理由	ご意見に対する考え方
		<p>ことができなければ教師脱落です。 それを解消するための実効性のある方法は、「公立高等学校の設置、適正配置および教職員定数の標準等に関する法律」に基づいて40名とする、という箇所を改正することだと考えます。</p> <p>最近是非常勤講師だけでなく、臨時適任用教師についても探すのに一苦労だということは周知の通りで、それ以前に教師を目指す学生がかなり減少しているところが憂慮されます。私たち教師の姿は子供たちの目にどう映っているのでしょうか。</p> <p>21世紀ビジョンの実現を支える子どもたち。その子どもたちを育てる教師。その教師を目指す子どもたちの育成。教師の仕事は「命廻(ぬちまー)い」。このままだと教師という職業までも人工知能に…。 Shall we think about sustainable education together?</p>		
32	<p>P.12 43行目</p> <p>Ⅲ 編成整備計画・学校づくりの在り方</p> <p>5 1学級当たりの募集定員の在り方</p>	原則として40人→原則30人	現状では原則40名の為、40名を超える学級がある。一方で35名を下回るクラスもみられる。生徒の多様なニーズに応じて、一人一人の個性を伸ばす柔軟な教育を推進するためには選択に偏りができるとは思いますが、アクティブ・ラーニングの推進や感染症対策の観点からも40名は多すぎます。より平等で質の高い教育を図るために30名は不可欠です。	<p>公立の高等学校の1学級の生徒数については、「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」により、40人を標準とすることが定められております。</p> <p>今後、1学級当たりの募集定員については、国の教育政策や高等学校の状況等を踏まえ、総合的に検討してまいります。</p>
33	<p>P.13 15行目</p> <p>Ⅲ 編成整備計画・学校づくりの在り方7 高等学校(学科)の適正な配置</p> <p>・普通科</p>	「普通科については、大学進学等へのニーズに対応できるよう、各地域・学区に置くことが望ましいと考えます」とあるが、南城市においては市内に県立高校の設置がない。普通科に進学する場合は市外の高校に通学することとなるため、公共交通		<p>県立高校普通科については、各地域・学区に設置しております。</p> <p>南城市近隣には向陽高等学校や知念高等学校、南風原高等学校などが設置されております。</p> <p>新たに学校を設置するには、相当数の生徒の増加が見込まれる必要が</p>

No.	該当箇所(○頁・○行目)	ご意見	理由	ご意見に対する考え方
		<p>機関もしくは保護者の送迎に頼らざるを得ない。このことで少なくとも3点の問題が生じている。</p> <p>①通学時間、下校時間の長時間化による生徒の勉強、心身への影響。 多くの生徒が部活動終了後に下校、帰宅するまでに相当の時間がかかり、肉体的疲労や精神的疲労を被る。これが帰宅後の学習時間の短縮に繋がる。また時間の使い方が後ろ倒しにならざるを得ず、十分な睡眠を取れず、翌朝の起床、登校にも影響が出るという悪循環も懸念される。高校生活という重要な時期を送る子どもたちに対して、極力勉強、部活動、自分の好きなことに時間を十分に費やしてもらうことを考えるべきである。</p> <p>②送迎する保護者の負担 保護者においては市外への送迎が必要であり、時間的ロス、肉体的疲労により就労への影響が懸念される。</p> <p>③地域に高校が存在しないことによる各種機会の喪失 地域の高校の有無は、その地域の活性化にも影響を及ぼす。ことに地域についての学習は中学校レベルで停滞してしまう。高校においてこそ、より深いレベルで地域と連携しての学習および理解が進むのであり、市行政や地域との連携の機会を創出できないことの影響は大きく、生徒の地域理解度の低下を招く。</p>		<p>あるため、今後、状況を注視していく必要があると考えております。</p>



No.	該当箇所(○頁・○行目)	ご意見	理由	ご意見に対する考え方
34	P.13 15行目 Ⅲ 編成整備計画・学校づくりの在り方 7 高等学校(学科)の適正な配置 ・普通科	「普通科については、大学進学等へのニーズに対応できるよう、各地域・学区に置くことが望ましいと考えます。」と記載されていることから、県立高等学校が設置されていない南城市への設置について計画に盛り込んでいただきたい。	市内に県立高等学校が設置されていないため、市外へ通学することになり、通学時間や費用負担(バス運賃等)が大きいため。	県立高校普通科については、各地域・学区に設置しております。 南城市近隣には向陽高等学校や知念高等学校、南風原高等学校などが設置されております。 新たに学校を設置するには、相当数の生徒の増加が見込まれる必要があるため、今後、状況を注視していく必要があると考えております。
35	P.13 15行目 Ⅲ 編成整備計画・学校づくりの在り方 7 高等学校(学科)の適正な配置 ・普通科	南城市に高等学校を設置していただきたい。	私の住む南城市には、高校がありません。 私も当たり前のように近隣町村へ進学いたしましたが、親となって通学にかかる費用・時間の負担を感じております。 人口減少の進む北部・離島地域の实情とは異なりますが、南城市への高校設置していただきたい。	県立高等学校における生徒募集については、市町村単位ではなく県全体や地区ごとに実施しており、生徒も広域的に進学先を希望できます。 南城市近隣には向陽高等学校や知念高等学校、南部商業高等学校などが設置されております。 新たに学校を設置するには、相当数の生徒の増加が見込まれる必要があるため、今後、状況を注視していく必要があると考えております。
36	P.13 15行目 Ⅲ 編成整備計画・学校づくりの在り方 7 高等学校(学科)の適正な配置 ・普通科	13項・15行に記載のある「普通科については、各地域に置くことが望ましい。」との文面から高校の無い南城市への高校整備を要望します。 市内在住の1,000名以上の高校生は、市内に高校がないことから全員が市外へ通学しており、そのうち約600名が普通高校に通っている。一学年約200名で5クラス編成が可能となることから、沖縄県や全国の標準規模の高校設置が可能となる。 本島南部で高校がない自治体は本市のみで、本市より人口の少ない近隣の町村にも全て高校があり、3校もある自治体もある。また、県内の市では南城市だけが高校がない。 どう考えてもおかしい!不平等!	南城市内には高校がなく、必然的に市街の高校へ通う必要があり、交通費が莫大にかかってしまう。そのため、多くの世帯は保護者が送迎するなどの負担が生じている。 県が実施している運賃補助はあくまでも非課税世帯などの一部世帯となっており、一番近い知念高校に通うにも地域によっては600円以上かかるため、他の市町村との不公平感が大きい。 また、高校の有無は地域活性化へ大きく影響する。	県立高校普通科については、各地域・学区に設置しております。 南城市近隣には向陽高等学校や知念高等学校、南風原高等学校などが設置されております。 新たに学校を設置するには、相当数の生徒の増加が見込まれる必要があるため、今後、状況を注視していく必要があると考えております。

No.	該当箇所(○頁・○行目)	ご意見	理由	ご意見に対する考え方
37	P. 14 IV 時代の変化に対応した魅力ある学校づくり	「子どもの貧困対策」について追記して欲しい。内容として、「定員内の不合格をなくすこと」、「自主退学の勧告について禁止し、高校中退率の大幅な改善を図ること」「有料講座の必須受講の禁止」「有料模試の必須受験の禁止」「有料副教材の強制購入の禁止」など。		子どもの貧困の現状につきましては、県の教育振興基本計画等において検討してまいります。
38	P. 14 IV 時代の変化に対応した魅力ある学校づくり	「人権尊重」について追記して欲しい。内容として、「生徒に、どのような権利があるかを、子どもの権利条約に基づき周知徹底させる」「ブラック校則を廃止し、生徒自身に決めさせる」「労働契約法違反だから、教員に早朝講座担当を強制しない」「女性管理職を2031年度までに半数まで増やす」「海外・県外・全員参加・希望制・実施なし、など県立高校ごとの修学旅行の格差をなくす」など。	東京都立高校では、染髪・化粧・ピアスの高校生が当たり前にいる。また高校入試において服装・髪型など明示していない理由で不合格判定を行った都立高校校長は懲戒処分を受けている。 法規・学習指導要領に基づかず、10ページの県の「教育の目標」と学校教育法第51条「高校学校教育の目標」とは関係のない校則指導は止めるべきだ。特に「特別指導警告用紙」(イエローカード)の累積による「注意・反省文・特別指導・謹慎指導」などは、不登校・留年・休学・高校中退に導くものだから、止めるべきである。 早朝講座の労働契約の主体は、県ではなくPTAなどである。労働契約法に基づき、労働者には契約しない権利があるが、そのことがまったく説明されず、職務命令のように強制されている。 県立高校の管理職のほとんどが男性である。県教委会議に出席する統括監・参事・課長13人全員男性である。男女共同参画社会基本法に反し、潜在的カリキュラムで、女性の社会進出を阻む教育と教育行政を抜本的に改める必要がある。	ご意見につきましては、県立高等学校編成整備計画基本方向との関連が薄いため、原文のとおりといたします。

No.	該当箇所(○頁・○行目)	ご意見	理由	ご意見に対する考え方
39	P. 14 IV 時代の変化に対応した魅力ある学校づくり	<p>「県民・納税者の理解と納得が得られる県立学校行政」について追記して欲しい。内容として、「沖縄県子育て総合支援モデル事業（高校生進学チャレンジ支援事業）によって委託を受けた予備校・塾が無料塾を実施している中で、教育公務員が早朝講座などのアルバイトで有料講座を受け持っていることは、県民の理解を得られない」「教育公務員が、時間外労働の削減などの働き方改革を進めている中で、本務以外の早朝講座などのアルバイトで有料講座を受け持っていることは、県民の理解を得られない」「子ども食堂などでボランティアの県立高校入試対策が取り組まれている中で、県立高校が定員内の不合格を出すことは県民の理解を得られない」「教育長は2021年度から、地方公務員法第38条に基づく早朝講座などのアルバイト申請を原則認めない」「県教育委員会は2021年度から、定員内の不合格を出した校長は懲戒免職とする」「県は教職員に名刺を支給し、教職員は保護者・地域住民などと積極的に名刺交換を行い、社会人としての自覚をもつ」「勤務中の私物のスマホの使用を禁止する」「生徒との私物のスマホでの連絡を禁止するなど抜本的な不祥事未然防止策を行う」「必要性がない場合にジャージで勤務しない」など。</p>	<p>「県立高校の常識」は、「社会の非常識」である。名刺を持たせることは、不祥事の未然防止につながり、キャリア教育にも資するはず。</p>	<p>本計画は、高等学校の整備に関する総合的な計画であることから、原文のとおりといたします。</p>
40	P. 15 1行目 IV 時代の変化に対応した魅力ある学校づくり 1 未来の沖縄を牽引しグローバルに活躍する人材の育成	<p>項目として最初に「希望者全員の高校卒業」を提案する。            子どもの貧困対策は、沖縄県の県立高校の最優先課題である。考査料を支払い、県立高校を受検している全員が、県立高校入学希望者＝卒業希望者である。定員の限りすべて入</p>	<p>大人社会が高校卒業に導けなかった最終学歴中卒の若者たちの多くが、不安定雇用の下で、早く結婚・妊娠・出産・離婚している。            『裸足で逃げる』（上間陽子・太田出版）と『ヤンキーと地元』（打越正行・筑摩書房）で明らかにされた</p>	<p>未来の沖縄を牽引しグローバルに活躍する人材の育成を目的として記載しており、原文のとおりといたします。            なお、子どもの貧困対策につきましては、県の教育振興基本計画等において、検討してまいります。</p>

No.	該当箇所(○頁・○行目)	ご意見	理由	ご意見に対する考え方
		<p>学させて、その全員を卒業に導いて欲しい。貧困の世代間連鎖を断つ鍵は、高卒以上の学歴の親を増やすことである。高校中退者含め最終学歴が中卒の親を減らすことである。家庭教育力を上げることが、学力向上の土台となる。沖縄県の県立高校は定員内の不合格者を大量に出し(二次募集の定員内の不合格だけで、2012年度入学350名、以降2020年度入学までで9年間で1756名、県民の1000人に1人以上の割合)、高校中退者の割合の全国ワースト1を毎年争っている。1人で多くの県民を県立高校卒業に導き、家庭の教育力・経済力を高めることである。</p> <p>そのために変わらなければならないのは、高校入学希望者と高校生以上に、高校の教員と高校そのものである。非正規雇用が45%を占める沖縄で、「どうせ勉強しても(いい仕事に就けない)」と若者が、学習離れ・学校離れを起こすのは必然である。学習の魅力に気づかせることのできる教師、45%が非正規雇用の沖縄社会そのものを変えていこうとしている教師、生徒・保護者・県民との共同性をもった教師が増えていけば、県立高校卒業者は自ずと増えていくだろう。生徒自身が自分たちで校則を決められる高校、生徒自身が自分たちで学校行事を決め、運営していく高校であれば、生徒自身が練習・活動内容を決め、運営していく部活動が行われている高校であれば、県立高校卒業者は自ずと増えていくだろう。</p>	<p>若者の実態に対応した県立高校政策を打ち立てなければならない。</p>	

No.	該当箇所(○頁・○行目)	ご意見	理由	ご意見に対する考え方
41	P.15 1行目 IV 時代の変化に対応した魅力ある学校づくり 1 未来の沖縄を牽引しグローバルに活躍する人材の育成	2番めの項目に「学び直しの機会の提供」を持ってきて欲しい。		本計画の構成につきましては、原文のとおりといたします。
42	P.15・28～29 行目 IV 時代の変化に対応した魅力ある学校づくり 1 未来の沖縄を牽引しグローバルに活躍する人材の育成	「生徒の県外大学等への進学を促進するため、選抜した生徒を県外へ派遣し、県外大学等での講義や交流等を行い、大学等進学率の向上を図っています。」 一文の意味が不明である。 「生徒の県外大学等への進学を促進するため、……大学等進学率の向上を図っています。」 県外大学等への進学を促進したいのか、(県内外・国内外問わず)大学等進学率の向上を図りたいのか、意味不明。 「選抜した生徒を県外へ派遣し、県外大学等での講義や交流等を行い」 生徒が県外大学等で講義するのだろうか。		ご意見を参考に、今後検討してまいります。
43	P.15 28～45行目 IV 時代の変化に対応した魅力ある学校づくり 1 未来の沖縄を牽引しグローバルに活躍する人材の育成	全般的な大学進学率を上げる政策を先に論じて、その後で県外国公立大学・難関国立大学への進学者数を増やす政策を論じて欲しい。全体に対する政策が優先されるべきなのに、少数の富裕層に対する政策を優先させる悪習を断つべきである。公務員は全体の奉仕者であることが日本国憲法に明記されている。 難関国立大学への進学者数は増えた方がよい。しかし、日本全体で難関国立大学の進学者数は、定員が増えた分だけ増えている。少子化によって世代あたりの難関国立大学の進学者の割合は増えている。難関国立大学卒業者が政治・行政・経済の中	難関国立大学の進学者を増やしたのであれば、県立高校教員・県職員が目的意識を高く持って退職し、難関国立大学を再受験すればよい。県立高校教員・県職員の新規雇用を生み出すこともできる。	大学進学など学力向上に関する取組につきましては、教育振興基本計画等で検討してまいります。

No.	該当箇所(○頁・○行目)	ご意見	理由	ご意見に対する考え方
		<p>心にいる。にもかかわらず、日本の政治・行政・経済は、一向によくない。「失われた30年」を牽引したのは、難関国立大学卒業者たちである。難関国立大学への進学者数を増やせば、沖縄を牽引する「人材」となって、沖縄社会がよくなるというような幻想を、教育行政が振りまき、そのために税を重点配分することは止めてもらいたい。</p>		
44	<p>P.15 35～37行目</p> <p>IV 時代の変化に対応した魅力ある学校づくり</p> <p>1 未来の沖縄を牽引しグローバルに活躍する人材の育成</p>	<p>県内大学に通うことができない貧困家庭の進学希望者への給付型奨学金よりも、県外指定大学への給付型奨学金が優先的に創設されたことに対して、県民から多くの批判が寄せられたことを明記して欲しい。</p>		<p>国や本県における給付型奨学金の現状を記載しており、原文のとおりといたします。</p>
45	<p>P.15 41行目</p> <p>IV 時代の変化に対応した魅力ある学校づくり</p> <p>1 未来の沖縄を牽引しグローバルに活躍する人材の育成</p>	<p>誰の「期待」が、どこに集まっているのか教えて欲しい。わずか約80名の将来の進学実績について、このような文書に書く必要はない。</p>	<p>たった1人だが人権の問題である。</p>	<p>ご意見を参考に、今後検討してまいります。</p>
46	<p>P.16 17行目</p> <p>IV 時代の変化に対応した魅力ある学校づくり</p> <p>1 未来の沖縄を牽引しグローバルに活躍する人材の育成</p>	<p>2019年11月に沖縄県が策定したSDGs推進方針では公平な教育環境整備に取り組む方針が示されており、南部で唯一県立高等学校の設置がない南城市は、こどもの貧困問題をはじめ、子育て世帯の置かれている厳しい現状などを踏まえ、その課題解決のためにも県立高等学校へ通学する距離的な均衡も十分に考慮し、南城市への県立高等学校への設置については南城市をはじめ、市各種団体との意見交換を行うなど調査検討を行う。また、県立高等学校への通学距離のある子育て世帯に対する支援のあり方についても併せて検討を行う。</p>	<p>市内に県立高校がないことで、子育て世帯にはその通学や送迎における経済的な負担や生徒の学習する時間も限られている。公平な教育環境の整備に取り組むとき、南城市の置かれている現状は他の地域と比較しても均衡がとれているとは言えないと思う。その現状をしっかりと記載してほしい。</p>	<p>県立高等学校における生徒募集については、市町村単位ではなく県全体や地区ごとに実施しており、生徒も広域的に進学先を希望できます。南城市近隣には向陽高等学校や知念高等学校、南部商業高等学校などが設置されております。新たに学校を設置するには、相当数の生徒の増加が見込まれる必要があるため、今後、状況を注視していく必要があると考えております。なお、家庭の経済環境にかかわらず、子どもたちが安心して学業に励むことができる環境の整備を目的としたバス通学無料化制度が令和2年10月からスタートしております。</p>

No.	該当箇所(○頁・○行目)	ご意見	理由	ご意見に対する考え方
47	P.17 5行目 IV 時代の変化に対応した魅力ある学校づくり 2 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育の推進	「インクルーシブ教育システム」を「日本におけるインクルーシブ教育システム」と改めて欲しい。障害者の権利に関する条約が求めるインクルーシブ教育システムではないからである。2013年12月4日に「障害者の権利に関する条約」の批准が国会で承認された当日に日本弁護士連合会（日弁連）は、「障害者の権利に関する条約」の批准に際しての会長声明として、「学校教育法及び同法施行令は未だ、障がいのない子もある子も分け隔てなく共に学ぶことを原則としておらず、あらゆる段階において共生社会を形成するための教育（インクルーシブ教育）を保障するための法整備が必要である。」としている。	参照： <a href="http://www.nichibenren.or.jp/actvity/document/statement/year/2013/131204_3.html">http://www.nichibenren.or.jp/actvity/document/statement/year/2013/131204_3.html</a>	この部分につきましては、原文のとおりといたします。
48	P.17 20～23行目 IV 時代の変化に対応した魅力ある学校づくり 2 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育の推進	「未来の沖縄を牽引しグローバルに活躍する人材の育成」を目指している県立高校に特別支援学校を併設するのが、共生社会に向けたインクルーシブ教育の推進となると考える。障害者である児童生徒と共に学んだ経験がない人は、障害者から学ぶ機会がなく不幸である。		ご意見は、今後の参考とさせていただきます。
49	P.17 25～27行目 IV 時代の変化に対応した魅力ある学校づくり 2 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育の推進	インクルーシブ教育システムが確立していないから、交流及び共同学習が障害者基本法第16条第3項に規定されていると考える。記述を訂正して欲しい。		ご意見は、今後の参考とさせていただきます。
50	P.17 32～37行目 IV 時代の変化に対応した魅力ある学校づくり 2 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育の推進	併設型支援学校を複数校ではなく全高校に設置して欲しい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インクルーシブをあたりまえにする</li> <li>・支援が必要な生徒の選択肢が増える</li> <li>・支援学校の過密化が解消できる</li> </ul>	高等学校におけるインクルーシブ教育の推進を図る観点から、併設型特別支援学校等の複数校設置や学級増を行い、本県高等学校における「多様な学びの場」を検討してまいります。

No.	該当箇所(○頁・○行目)	ご意見	理由	ご意見に対する考え方
51	P.20 1～15行目 IV 時代の変化に対応した魅力ある学校づくり 2 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育の推進	多様なニーズへの受け皿となっている定時制や通信制をもっと充実させ、そのニーズに応じて欲しい。そのためにも日本語教師を配置し、教育課程も日本語を母語としない生徒の受け皿となることを明記して欲しい。	働きながら高校を卒業したいが日本語につまずいている生徒がいる	生徒のニーズに応えられるよう、定時制高校再編について検討してまいります。
52	P.23 29行目 (参考1) 各学科の状況 12 福祉に関する学科	ヒューマンサービスの中において、福祉・保育に注力した学科(もしくは授業)を検討して頂きたい。	ゆいまーるの精神を付加価値として、学科(もしくは授業)に取り組むことで、質(人間性)の高い人材育成に寄与でき、かつ、自身が直面する介護、子育てについて考える一助としていただきたい。	福祉に関する学科を設置している高等学校(2校)においては、社会福祉に関する基礎的・基本的な知識・技術の習得や在学中の介護職員初任者研修、介護福祉士をはじめとする様々な資格取得等、福祉人材の育成や地域における自立生活支援、福祉ニーズの多様化などに対応した福祉教育の充実に取り組んでいます。
53	P.25 17行目 (参考2) アンケート調査について	「3年生」のみに限定しているため、高校中退者やアンケート実施時の欠席者(不登校や休学者含む)の意見が反映されていない。		ご意見は、今後の参考とさせていただきます。
54	P.25 19行目 (参考2) アンケート調査について	「対象高校生の保護者」へのアンケートのみで、「保護者」を代表させることはできない。定員内の不合格によって子どもの県立高校入学を希望しながら、排除された保護者が、このアンケートでも排除されているからである。		ご意見は、今後の参考とさせていただきます。
55	P.25 20行目、37行目 P.29 (参考2) アンケート調査について	高等学校保護者のみのアンケートで、その意見を「県民」の意見とするのは暴論である。県立高校が嫌で、私立高校を選択せざるを得なかった生徒や保護者も県民である。「県民」ではなく「県立高校の保護者」と訂正しなければならない。	県立高校に子どもが通っている県民は、約15人の1人である(保護者2人と考えて約145万人のうちの4万5千人×2)。県民の中の特異な集団の意見である。	ご意見は、今後の参考とさせていただきます。



No.	該当箇所(○頁・○行目)	ご意見	理由	ご意見に対する考え方
56 ～ 60	省略	省略	省略	今回は、基本方向（案）に対する意見の募集であり、基本方向（案）以外に対する意見等については、今後の参考にさせていただきたいと考えております。

※個人情報に関わる部分については省略させていただきます。